

YouTube【宅建動画の渋谷会】佐伯竜

『1点取る対策講座』シリーズ ダイジェスト版

「保証・連帯保証・連帯債務」で

1点取る対策

——絶対効・求償権



謝  
恩

渋谷会

# 『1点とる対策講座』ダイジェスト 民法「保証・連帯保証・連帯債務」

《ねらい》「絶対効・求償権」をしっかりと取る

---

## 1. (1)保証・連帯保証の基本事項

---

1. 保証契約は、主たる債務者が関知しなくても、委託しなくても、成立する。
2. 保証契約は、**書面**(電磁的記録)でなければ、その効力を生じない。
3. 主たる債務が不成立・無効の場合、保証債務も不成立・無効となる。(成立の付従性)
4. 保証債務が無効でも、主たる債務は成立する。
5. 主たる債務が、保証契約後に加重されても、保証債務は加重されない。(内容の付従性)
6. 保証人には、催告の抗弁権がある。**連帯保証人にはない。**
7. 保証人には、検索の抗弁権がある。**連帯保証人にはない。**
8. 保証人には、分別の利益がある。**連帯保証人にはない。**
9. 債権者は、主たる債務者・連帯保証人の**全員に、同時に、全額**の請求ができる。

---

## (2)連帯債務の基本事項

---

1. 保連帯債務者の1人の債務が無効でも(取り消されても)、他の連帯債務者の債務は、無効とはならない。
2. 債権者は、連帯債務者の**全員**に、**同時に**、**全額**の請求ができる。

---

## 2. 絶対効(絶対的効力)

---

1人について生じた事由が、**他の者にも効力が生ずることを絶対効(絶対的効力)**という。

それに対し、1人について生じた事由が、**他の者には効力が生じないことを相対効(相対的効力)**という。

---

### (1)付従性による絶対効——保証

---

(問 1)

Bが主債務者として、Aに1,000万円の債務を負い、CはBから委託を受けてその債務の連帯保証人となっている。Bが債務を承認して時効が更新した場合にはCの連帯保証債務に対しても時効の更新の効力を生ずる。

正しい

---

## (主たる債務者について生じた事由の効力)

主たる債務者に対して生じた事由の効力は、原則としてすべて**保証人・連帯保証人**に対しても、その効力を生ずる。

⇒ 付従性による絶対効

---

## (2)連帯保証人の絶対効

---

### (問 2)

AのBに対する債権について、CがBの連帯保証人である場合、AのCに対する履行の請求は、Bに対しても効力を生じる。

誤り

---

## (連帯保証人について生じた事由の効力)

連帯保証人について生じた事由は、**弁済(履行)・更改・相殺※・混同**については、**主たる債務者に対しても効力を生ずる。**

⇒ **連帯保証の絶対効、4つ**

※ **連帯保証人には負担部分がないため、主たる債務者からは連帯保証人の債権を援用して相殺をすることができない**

---

### (3)連帯債務の絶対効

---

#### (問 3)

A及びBは、Cとの売買契約を締結し、連帯してその代金を支払う債務を負担している。Cが死亡し、Aがその相続人としてその代金債権を承継しても、Bの代金支払債務は、消滅しない。

誤り



---

## (連帯債務の絶対効)

連帯債務者の1人と債権者との間に、**弁済(履行)・更改・相殺<sup>※</sup>・混同**があったときは、債権は、全ての連帯債務者の利益のために消滅する。

### ⇒ 連帯債務の絶対効、4つ

※ 連帯債務者の1人が債権者に対して債権を有する場合、その債権を有する連帯債務者が相殺を援用しない間は、その連帯債務者の負担部分の限度において、他の連帯債務者は、債権者に対して債務の履行を拒むことができる

---

## 4. (1)保証人の求償権

---

### (設定)

AがBに対して負う1,000万円の債務について、C及びDが連帯保証人となった。  
保証人各自の負担部分は平等である。なお、この他特段の約定はない。

### (問4) 設定において

Cが1,000万円をBに弁済した場合、Cは、Aに対して500万円についてのみ求償することができる。

誤り

---

(問 5) 設定において

Cが1,000万円をBに弁済した場合、Cは、Dに対して1,000万円について求償することができる。

誤り

---

## (2)連帯債務者の求償権

---

### (設定)

AとBが1,000万円の連帯債務をCに対して負っている。負担部分は2分の1ずつ。

### (問6) 設定において

Aが1,000万円を弁済した場合には、Aは、1,000万円についてBに対して求償することができる。

誤り

---

(問 7) 設定において

Aが500万円を弁済した場合には、Aは、250万円についてBに対して求償することができる。

正しい

---

【宅建動画の渋谷会】 <https://shibuyakai.com/>

★おすすめ講座★

●令和3年版 宅建基幹講座 全分野セット  
[https://shibuyakai.com/takken/2021\\_04.html](https://shibuyakai.com/takken/2021_04.html)

●令和3年版 過去問演習講座  
近日開講！